（介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百四十条の二十二　指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　（略）

二　介護予防訪問入浴介護　第百四十条の四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項

三　介護予防訪問看護　第百四十条の五第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第九号まで、第十三号及び第十五号に掲げる事項

四　介護予防訪問リハビリテーション　第百四十条の六第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

五　介護予防居宅療養管理指導　第百四十条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

六～十　（略）

十一　介護予防福祉用具貸与　第百四十条の十三第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第九号まで、第十三号及び第十五号に掲げる事項

十二　特定介護予防福祉用具販売　第百四十条の十四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで及び第十三号に掲げる事項

2～4　（略）

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の二十五　法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～十二　（略）

十三　指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

十四～十八　（略）

2～4　（略）

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の二十六　法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第

（介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百四十条の二十二　指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　（略）

二　介護予防訪問入浴介護　第百四十条の四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる事項

三　介護予防訪問看護　第百四十条の五第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

四　介護予防訪問リハビリテーション　第百四十条の六第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる事項

五　介護予防居宅療養管理指導　第百四十条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる事項

六～十　（略）

十一　介護予防福祉用具貸与　第百四十条の十三第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

十二　特定介護予防福祉用具販売　第百四十条の十四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで及び第十二号に掲げる事項

2～4　（略）

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の二十五　法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～十二　（略）

十三　指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

十四～十八　（略）

2～4　（略）

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の二十六　法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第